

川口市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

平成31年4月1日

川口市は、手話が言語であるという認識に立ち、聴覚障害者等が手話を用いて日常生活及び社会生活を安心して営み、全ての市民が障害の有無にかかわらず共生することのできる地域社会となるよう、川口市手話言語条例（平成29年川口市条例第25号）。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、手話の施策の推進に関し、必要な方針（以下「推進方針」という。）を次のとおり定めます。

1 市民の基本理念に対する理解の促進に関する施策（条例第5条第1項第1号）

（1） 施策の基本的方向

手話は、聴覚障害者等にとって、社会活動に参加し、社会生活を安心して営むための大切なコミュニケーション手段であるため、手話が言語であるということについての市民の理解を深める必要があります。

手話に対する市民の理解を深めるために、多くの市民が手話に触れる機会を設け、手話に関心を持ってもらうための手話を学べる講座やイベント等により、手話に関する普及啓発に努めます。

（2） 主な推進施策

- ・手話に関する情報等を広報かわぐち及び市ホームページに掲載して啓発を図ります。
- ・手話についての理解が深まるように、パンフレットを作成し、市民に配布いたします。
- ・講座の開催、イベントにおいての手話の周知により啓発を図ります。

2 手話により情報を取得しやすい環境の促進に関する施策（条例第5条第1項第2号）

（1） 施策の基本的方向

聴覚障害者等が、自ら必要な情報を得られるよう、手話でのコミュニケーション支援の充実は重要です。

情報を視覚的に得る聴覚障害者等の情報取得の機会拡大及び新たな情報取得方法について、情報収集を行いながら、情報取得の環境づくりを推進します。

(2) 主な推進施策

- ・必要なときにコミュニケーションが行えるように手話通訳派遣事業を充実させます。
- ・市役所で手話を使いやすい環境づくりを進めるため、障害福祉課に手話通訳者を設置いたします。
- ・市が実施する行事等に手話通訳者を配置して手話により情報を取得できるようにいたします。
- ・タブレット端末等を活用した新たな情報取得方法の研究してまいります。

3 手話通訳者の養成及び確保に関する施策（条例第5条第1項第3号）

(1) 施策の基本的方向

聴覚障害者等のコミュニケーションを支援する手話通訳者派遣事業を推進するため、専門性の高い手話通訳者の養成と手話通訳者の人材確保は必要不可欠です。

必要なときに十分なコミュニケーションを行うための支援を確保できるよう、手話通訳者の養成と技術的向上を図るための研修を促進します。

(2) 主な推進施策

- ・手話通訳者の確保のため、手話通訳者養成講座を充実させます。
- ・手話通訳者の力量の確保のため、研修への参加を促進します。

4 その他市長が必要と認める施策（条例第5条第1項第4号）

1から3までに掲げた施策に限らず、手話に対する理解の促進及び手話の普及のため、市長は必要な施策を講ずるものとします。

5 取り組み状況の検証と見直し

推進方針に定めた施策について、施策の取り組み状況の検証を行ない、必要に応じて内容の見直しを行います。